

無人航空機操縦士実地試験実施基準の一部改正について

改正案	現行
<p>令和4年10月7日 制定（国空無機第209239号） <u>令和5年7月27日 改正（国空無機第93248号）</u></p>	<p>令和4年10月7日 制定（国空無機第209239号）</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>1-1～1-5 （略）</p>	<p>1-1～1-5 （略）</p>
<p><u>1-6 最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験を除き、実地試験は、原則として最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機を使用して行うこととする。ただし、回転翼航空機（ヘリコプター）の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験においては、基本、昼間飛行の限定変更及び目視内飛行の限定変更に係る実地試験を最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して行うことができる。また、飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験においては、昼間飛行の限定変更及び目視内飛行の限定変更に係る実地試験を最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して行うことができる。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>1-7 回転翼航空機（ヘリコプター）の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験においては、最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験に合格した場合、基本に係る実地試験にも合格したものとみなす。また、飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験においては、最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験に合格した場合、目視内飛行の限定変更に係る実地試験にも合格したものとみなす。</u></p>	<p><u>1-6 基本に係る実地試験は、最大離陸重量 25kg 未満又は 25kg 以上のいずれかの無人航空機を使用して行うことができる（回転翼航空機（マルチローター）を除く。）。なお、最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験に合格した場合、基本に係る実地試験にも合格したものとみなす（回転翼航空機（マルチローター）を除く。）。</u></p>

<p><u>1-8 回転翼航空機（ヘリコプター）についての限定をする技能証明に関し、</u>昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実地試験<u>及び飛行機についての限定をする技能証明に関し、</u><u>昼間飛行の限定変更に係る実地試験</u>を最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して実施する場合、これらの実地試験の開始に先立ち、最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験を行うものとする（最大離陸重量 25kg 未満についての限定をしない技能証明を有している場合を除く。）。この際、最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験において不合格となる等により試験員が実地試験を安全に行うことができないと判断した場合には、昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実地試験は行わず、不合格とする。</p>	<p><u>1-7</u> 昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実地試験を最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して実施する場合、これらの実地試験の開始に先立ち、最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験を行うものとする（最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る技能証明を有している場合を除く。）。この際、最大離陸重量 25kg 未満の限定変更の実地試験において不合格となる等により試験員が実地試験を安全に行うことができないと判断した場合には、昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更の実地試験は行わず、不合格とする。</p>
<p><u>1-9 飛行機の種類についての限定をする技能証明の昼間飛行の限定変更に係る実地試験を行う場合、当該実施試験の開始に先立ち、目視内飛行の限定変更に係る実地試験を行うものとする（目視内飛行についての限定をしない技能証明を有している場合を除く。）。この際、目視内飛行の限定変更に係る実地試験において不合格となる等により試験員が実地試験を安全に行うことができないと判断した場合には、昼間飛行の限定変更に係る実地試験は行わず、不合格とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>1-10</u> 受験者は、実地試験に先立ち、学科試験に合格していなければならない。</p>	<p><u>1-8</u> 受験者は、実地試験に先立ち、学科試験に合格していなければならない。</p>
<p><u>1-11</u> 実地試験は、机上試験、口述試験及び実技試験とする</p>	<p><u>1-9</u> 実地試験は、机上試験、口述試験及び実技試験とする。</p>
<p><u>1-12</u> 受験者は、最大離陸重量 25kg 未満の回転翼航空機（マルチローター）に係る実地試験を除き、必要な機体、操縦装置、バッ</p>	<p><u>1-10</u> 受験者は、最大離陸重量 25kg 未満の回転翼航空機（マルチローター）に係る実地試験を除き、必要な機体、操縦装置、バッ</p>

テリー、充電器、燃料等の機材を持ち込んで、実地試験を受験する。	テリー、充電器、燃料等の機材を持ち込んで、実地試験を受験する。
<u>1-13</u> 実地試験を実施するために必要な試験場は、最大離陸重量 25kg 未満の回転翼航空機（マルチローター）の実地試験を除き、受験者が準備する。	<u>1-11</u> 実地試験を実施するために必要な試験場は、最大離陸重量 25kg 未満の回転翼航空機（マルチローター）の実地試験を除き、受験者が準備する。
<u>1-14</u> 「 <u>1-10</u> 」について確認できるまで実地試験を開始しないものとする。	<u>1-12</u> 「1-8」について確認できるまで実地試験を開始しないものとする。
<u>1-15</u> 受験者が試験員の指示に従わないときは、実地試験を中止するものとする。	<u>1-13</u> 受験者が試験員の指示に従わないときは、実地試験を中止するものとする。
第2章 机上試験及び口述試験（略）	第2章 机上試験及び口述試験（略）
第3章 実技試験	第3章 実技試験
3-1～3-4（略）	3-1～3-4（略）
3-5 技能証明に係る実技試験は、屋外において実施するものとする。ただし、屋根及び柱を有する建築物であって壁がなく吹抜きとなっているもの（これに類する構造のものを含む。）の内部における実技試験は、屋外において実施するものとみなす。なお、 <u>飛行機の種類についての限定をする技能証明を除き</u> 、二等無人航空機操縦士の資格の区分についての技能証明に係る実技試験であって、細則で定める試験科目を実施できる場合には、屋内において実施してもよい。	3-5 技能証明に係る実技試験は、屋外において実施するものとする。ただし、屋根及び柱を有する建築物であって壁がなく吹抜きとなっているもの（これに類する構造のものを含む。）の内部における実技試験は、屋外において実施するものとみなす。なお、二等無人航空機操縦士の資格の区分についての技能証明に係る実技試験であって、細則で定める試験科目を実施できる場合には、屋内において実施してもよい。
3-6	3-6
3-6-1～3-6-5（略）	3-6-1～3-6-5（略）
3-6-6 <u>細則に特別の定めがある場合を除き</u> 、他の者から助	3-6-6 他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正

言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき	の行為があったとき
3-7 (略)	3-7 (略)
第4章 成績の判定	第4章 成績の判定
4-1	4-1
4-1-1~4-1-3 (略)	4-1-1~4-1-3 (略)
4-1-4 <u>1-15</u> 、2-2及び3-6の各項に該当する場合	4-1-4 <u>1-13</u> 、2-2及び3-6の各項に該当する場合
4-2 (略)	4-2 (略)
第5章 実技試験における安全の確保	
5-1	5-1
5-1-1 (略)	5-1-1 (略)
5-1-2 試験員 試験員は、受験者の操縦状況や操縦能力を適切に確認できる位置において実技試験を実施する。その際、安全確保に必要と判断される場合は、実技試験中であっても受験者に代わって操縦を行う <u>又は実技試験を補助する者(受験者補助員等)に対し受験者に代わって操縦を行うように指示する。</u>	5-1-2 試験員 試験員は、受験者の操縦状況や操縦能力を適切に確認できる位置において実技試験を実施する。その際、安全確保に必要と判断される場合は、実技試験中であっても受験者に代わって操縦を行う
5-2 試験中の安全を確保するために、試験員は実技試験開始前に、受験者及び <u>受験者補助員等の必要な者</u> に試験中の安全確保に係る責務等についてブリーフィングを実施すること。	5-2 試験中の安全を確保するために、試験員は実技試験開始前に、受験者に試験中の安全確保に係る責務等についてブリーフィングを実施すること。
第6章 その他 (略)	第6章 その他 (略)

第7章 準用

第1章から第5章まで（1-10及び1-12から1-14までを除く。）の規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1-1	(略)	(略)
1-1	法第132条の47第 <u>2</u> 項（法第132条の52において準用する場合を含む。）の規定に基づき実地試験を行う場合	(略)
1-2から <u>1-15</u> 、第2章、3-6及び3-7並びに第4章	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<u>1-8</u> 、 <u>1-9</u> 及び <u>1-15</u> 、3-4-1及び3-4-2、4-1-3並びに第5章	(略)	(略)

第7章 準用

第1章から第5章まで（1-8及び1-10から1-12までを除く。）の規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1-1	(略)	(略)
1-1	法第132条の47第 <u>1</u> 項（法第132条の52において準用する場合を含む。）の規定に基づき実地試験を行う場合	(略)
1-2から <u>1-7</u> 、1-9及び <u>1-13</u> 、第2章、3-6及び3-7並びに第4章	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<u>1-7</u> 及び <u>1-13</u> 、3-4-1及び3-4-2、4-1-3並びに第5章	(略)	(略)

<u>1-11</u> 及び第2章	(略)	(略)	<u>1-9</u> 及び第2章	(略)	(略)
<u>1-11</u> 及び第2章	(略)	(略)	<u>1-9</u> 及び第2章	(略)	(略)
<u>1-11</u> 、第3章、 <u>4-1-3</u> 及び第5章	(略)	(略)	<u>1-9</u> 、第3章及び第5章	(略)	(略)
<u>1-10</u> 、 <u>1-12</u> 、 <u>1-13</u> 及び <u>1-15</u> 、2-2、3-3、3-4、3-6、3-7-2及び3-7-4、4-1並びに第5章	(略)	(略)	<u>1-13</u> 、2-2、3-3、3-4、3-6、3-7-2及び3-7-4、4-1並びに第5章	(略)	(略)
附 則 (令和4年10月7日付け国空無機第209239号) (施行期日) この通達は、令和4年12月5日から施行する。			附 則 (令和4年10月7日付け国空無機第209239号) (施行期日) この通達は、令和4年12月5日から施行する。		
<u>附 則 (令和5年7月27日付け国空無機第93248号)</u> (施行期日) <u>この通達は、公布の日から施行する。</u>					